

## 資料2コメント

会議名: 1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS A 5528 熱間圧延鋼矢板
------	-----------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001						コメント無し				

# 資料3コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会	第三者委員会
-------	--------

対象規格	JIS G 4110 高温圧力容器用高強度クロムモリブデン鋼及びクロムモリブデンバナジウム鋼鋼板
------	---

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

コメントタイプ:ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	目次		ed	目次に「参考文献」を記載しなくてもよいですか？		採用	ありがとうございました。JSAに確認し、Z8301の必須項目であり、その他の規格も含めて追加して行きます。	主査調整案のとおり
4002	鉄連		8	表9 段落	ed	寸法の上位規格(G3193)と使用用語を合わし、また、表の値が“許容差の上限値”であることを明確にする。	この表の値は、許容差の上限値であり、許容差の下限値は、-0.25 mmとする。ただし、受渡当事者間の協定によって、下限値を0 mmとする場合、上限値は、この表の値に0.25 mmを加えた値とする。	採用		主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	10.2.2	b)	ed	“て”を挿入する？	試験単位とし供試材を → 試験単位として供試材を	原案のまま	これまでの共通記載であり、原案のままでさせて下さい。	主査調整案のとおり
4004	鉄連		10.2.3		ed	細別a)に曲げ試験片以外、細別b)曲げ試験片の記載に変更し、規定内容を分かりやすい記載にする。また曲げ試験片の採取位置は、圧力容器鋼板JISの共通記載(G3119の現版)に修正する。	引張試験片、衝撃試験片及び曲げ試験片の採取位置は、次による。 a) 引張試験片及び衝撃試験片の採取位置は、JIS G 0416のA.6(鋼板、鋼帯及び平鋼)による。ただし、10号引張試験片及び衝撃試験片の厚さ方向の採取位置の中心は、鋼板表面から厚さの1/4の位置とする[JIS G 0416の図A.10(鋼板、鋼帯及び平鋼ー引張試験片の採取位置)c)及び図A.11(鋼板、鋼帯及び平鋼ー衝撃試験片の採取位置)b)参照]。また、厚さの1/4の位置から採取不可能な場合、それに近い位置とする。 b) 曲げ試験片の中心は、鋼板の幅の縁から幅の1/4又はそれに近い位置とする。	採用		主査調整案のとおり

# 資料4コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3119 ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板
------	--

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	目次		ed	目次に「参考文献」を記載してもよいですか？		採用	G4110のNo.4001と同様	主査調整案のとおり
4002	鉄連		8	表6 段落	ed	寸法の上位規格(G3193)と使用用語を合わせ、また、表の値が“許容差の上限値”であることを明確にする。	この表の値は、許容差の上限値であり、許容差の下限値は、ー0.25 mmとする。ただし、受渡当事者間の協定によって、下限値を0 mmとする場合、上限値は、この表の値に0.25 mmを加えた値とする。	採用	G4110のNo.4002と同様	主査調整案のとおり
4003	鉄連		10.2.3		ed	細別a)に曲げ試験片以外、細別b)曲げ試験片の記載に変更し、規定内容を分かりやすい記載にする。また曲げ試験片の採取位置は、圧力容器鋼板JISの共通記載(G3119の現版)に修正する。	引張試験片及び曲げ試験片の採取位置は、次による。 a) 引張試験片の採取位置は、JIS G 0416のA.6(鋼板、鋼帶及び平鋼)による。ただし、10号試験片の軸心は、鋼板表面から厚さの1/4の位置とする[JIS G 0416の図A.10(鋼板、鋼帶及び平鋼ー引張試験片の採取位置)c)参照]。また、厚さの1/4の位置から採取不可能な場合、それに近い位置とする b) 曲げ試験片の中心は、鋼板の幅の縁から幅の1/4又はそれに近い位置とする。	採用	G4110のNo.4004と同様	主査調整案のとおり

# 資料5コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 3452  
配管用炭素鋼管

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6	b)	ed	平仮名に修正	指定が無い → 指定がない	採用		主査調整案のとおり
4002	農工大	桑原	8.2		te	へん平試験における、溶接部の位置を指定するべきではないでしょうか。右記のように溶接部を置けば、溶接部と非溶接部について、弱い方が先に割れます。	電気抵抗溶接ままの管では、溶接部は圧縮方向から約90度の位置に置く。	原案のまま	へん平試験方法は、12月公示予定のJIS G 0603を引用開始しています。このJISの中で、溶接部は圧縮方向から約90度位置に置くことを規定しています。	主査調整案のとおり
4003	鉄連	松本	13.6	b)1) b)2)	ed	“ただし、人工きず区分UEより厳しい…区分の試験に置き換えてよい。” (b)2)の場合、UEではなくEZ) 鋼管JIS定型文のとおり、“製造業者の判断によって”を追加。	“ただし、製造業者の判断によって、人工きず区分UEより厳しい…区分の試験に置き換えてよい。”	採用		主査調整案のとおり
4004	鉄連	松本	13.6	b) 1) 注記	ed	句読点の加筆修正	検査する、ただし、 → 検査する。ただし、 可能である” → 可能である。”	採用	(G3454コメントの横展開)	主査調整案のとおり
4005	鉄連	松本	16	c)	ed	a)b)と同様、亜鉛めつきを規定している箇条番号を引用する。	表1→箇条6	採用		主査調整案のとおり
4006	東理大	田中	B.1		ed	“間”を挿入	約60秒浸せきし、 → 約60秒間浸せきし、	採用		主査調整案のとおり
4007	東理大	田中	B.3		ed	平仮名に修正	又は粉状 → または粉状	採用		主査調整案のとおり
4008	東理大	田中	B.6		ed	“間”を挿入	約60秒浸す。 → 約60秒間浸す。	採用		主査調整案のとおり
4009	東理大	田中	B.7	b) 注記1	ed	送り仮名の修正	現われた → 現れた	採用		主査調整案のとおり
4010	東理大	田中	B.7	d)	ed	“部分”は不要では?	かすりきず部分又は → かすりきず又は	採用		主査調整案のとおり
4011	東理大	田中	C.3	b)	ed	平仮名に修正?	付着物が無い → 付着物がない	採用		主査調整案のとおり
4012	鉄連	松本	13.6	b) 1) 注記	ed	引用開始を示す「」の位置を修正する。	JIS G 0582では、 <u>“溶接鋼管(サブマージアーク溶接鋼管を除く。)”</u> の適用範囲を、 <u>“溶接部の管軸方向のきずを…</u>	採用		主査調整案のとおり

# 資料6コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼钢管
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>①</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	農工大	桑原	14.2.4		te	へん平試験における、溶接部の位置を指定するべきではないでしょうか。右記のように溶接部を置けば、溶接部と非溶接部について、弱い方が先に割れます。	電気抵抗溶接管では、溶接部は圧縮方向から約90度の位置に置く。	原案のまま	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4002	鉄連	松本	14.6	b)1) b)2)	ed	“ただし、人工きず区分UDより厳しい…区分の試験に置き換えてよい。” (b)2)の場合、UDではなく(EY)钢管JIS定型文のとおり、“製造業者の判断によって”を追加。	“ただし、 <b>製造業者の判断によつて</b> 、人工きず区分UDより厳しい…区分の試験に置き換えてよい。”	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	14.6	b) 1) 注記	ed	句読点の加筆修正?	検査する、ただし、 → 検査する。ただし、 可能である” → 可能である。”	採用	(G3452にも横展開する)	主査調整案のとおり
4004	鉄連	松本	17	c)	ed	a)b)と同様、亜鉛めっきを規定している箇条番号を引用する。	表1→箇条6	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4005	東理大	田中	JC.1		ed	“間”を挿入	約60秒浸せきし、 → 約60秒間浸せきし、	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4006	東理大	田中	JC.3		ed	平仮名に修正	又は粉状 → または粉状	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4007	東理大	田中	JC.6		ed	“間”を挿入	約60秒浸す。 → 約60秒間浸す。	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4008	東理大	田中	JC.7	d)	ed	“部分”は不要では?	かすりきず部分又は → かすりきず又は	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4009	東理大	田中	JD.3	b)	ed	平仮名に修正	付着物が無い → 付着物がない	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり
4010	東理大	田中	JE	14.2 d)欄	ed	読点を挿入	形状は <b>JIS</b> と → 形状は、 <b>JIS</b> と	採用		主査調整案のとおり
4011	東理大	田中	JE	14.2 e)欄	ed	読点を挿入	影響が大きく市場の → 影響が大きく、市場の	採用		主査調整案のとおり
4012	東理大	田中	JE	14.5 d)欄	ed	読点を挿入	種類として → 種類として、	採用		主査調整案のとおり
4013	東理大	田中	JE	附属書JB d)欄	ed	“規格”を挿入	ISOは → ISO規格は、	採用		主査調整案のとおり
4014	鉄連	松本	14.6	b) 1) 注記	ed	引用開始を示す「」の位置を修正する。	JIS G 0582では、“溶接鋼管(サブマージアーク溶接鋼管を除く。)の適用範囲を，“溶接部の管軸方向のきずを…	採用	(G3452と同じ)	主査調整案のとおり

# 資料7コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 4051

機械構造用炭素鋼鋼材

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>①</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連	玉田	1		ed.	この規格は、熱間圧延、熱間鍛造及び熱間押出によって製造する鋼材以外に、厚さによって熱間圧延で製造できないときに受渡当事者間の協定によって冷間圧延で製造する鋼板及び鋼帯も含むため、修正します。 ※2025年度第1回鋼材規格三者委員会でご審議いただいたG4401、G4404と合わせます。 ※ G4053も同様に修正します。	“この規格は、熱間圧延、熱間鍛造及び熱間押出によって製造する…” →“この規格は、 <u>主として</u> 、熱間圧延、熱間鍛造及び熱間押出によって製造する…”	採用		主査調整案のとおり
4002	東理大	田中	JD	JD.1	ed	箇条“JD.1 鋼板の製造方法”は不要では？		採用		主査調整案のとおり

# 資料8コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4052 焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼)
------	--------------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>①</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	3		ed	定形文に修正する?	次によるほか、JIS…による。 → JIS…によるほか、次による。	修正採用	G0202:2024で、“形式試験”(No. 1002)を定義したため、3.1形式試験を削除し、次のとおりに修正します。 “この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS G 0201、JIS G 0202及びJIS G 0203による。” →“この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS G 0201、JIS G 0202及びJIS G 0203による。”	主査調整案のとおり
4002	鉄連	玉田	8.1.2	b)	ed	誤記修正します。	“JIS G 3195の表3[冷間鍛造用線材など…]” →“JIS G 3195の表3[冷間圧造用線材など…]”	採用		主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	10.2.1	a)	ed	読点を挿入	ただし計算式の → ただし、計算式の	採用		主査調整案のとおり

会議名:1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4052 焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼)
------	--------------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4004	神戸 製鋼所	池田	10.2.1 14 JB.3		ge	10.2.1 焼入性試験a)では「ただし、計算式の適用は行わない。」と記載されている。 しかし14.報告では「受渡当事者間の協定によって、焼入性の形式試験を行う場合、焼入性計算値の報告は、JB.3による。」との記載になっており、行わないはずの計算値を報告すると誤解を与える懸念がある。 規格を読みこめば、矛盾はないことが理解できるが、一読しただけでは理解できず、注釈が必要。		修正採用	G0561「鋼の焼入性試験方法(一端焼入方法)」の次回改正(2026年第1回鋼材規格三者委員会でJIS案審議予定)において、計算式の適用が追加される予定です。鋼材規格検討会F02.01鋼質・機械試験分科会でのJIS素案検討結果に基づき、次のとおりに注記を追加します。 <u>10.2.1 焼入性試験</u> “注記 JIS G 0561の次回改正において、受渡当事者間の協定、若しくは、特定の適用分野においては、焼入性試験は、承認された数学モデルに適合したジョミニー曲線の計算によって代替することが可能であることが追加される予定であるが、この規格では、受渡試験及び形式試験において、計算式の適用は行わないことを規定している。” <u>JB.3 焼入性計算値の報告</u> “注記 焼入性評価のための計算手法としては、重回帰分析、指數関数を用いた焼入性(Jominy)曲線モデル、ニューラルネットワークによる計算などがあるが、この規格では、形式試験を行った場合の報告は、重回帰分析で求めることが規定されている。”	<p style="color: red;">主査調整案のとおり</p> <p style="color: red;">JB.3の注記について、最後の文 章を受動態から能動態に修正す る。 “…求めることが規定されてい る。” →“…求めることを規定してい る。”</p>
4005	鉄連	玉田	附属書JC	3 追加	ed	箇条3の見直し(No.4001コメント) に伴い、“追加”の項目を削除し ます。		採用		<p style="color: red;">主査調整案のとおり</p>

# 資料9コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4053 機械構造用合金鋼鋼材
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>①</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連	玉田	1		ed.	この規格は、熱間圧延、熱間鍛造及び熱間押出によって製造する鋼材以外に、厚さによって熱間圧延で製造できないときに受渡当事者間の協定によって冷間圧延で製造する鋼板及び鋼帯も含むため、修文します。 ※2025年度第1回鋼材規格三者委員会でご審議いただいたG4401、G4404と合わせます。	“この規格は、熱間圧延、熱間鍛造及び熱間押出によって製造する…” →“この規格は、 <u>主として</u> 、熱間圧延、熱間鍛造及び熱間押出によって製造する…”	採用	(G4051と同じ)	主査調整案のとおり
4002	鉄連	玉田	7.1.2	b)	ed	誤記修正します。	“JIS G 3195の表3[冷間鍛造用線材など…]” →“JIS G 3195の表3[ <u>冷間</u> 圧造用線材など…]”	採用	(G4051と同じ)	主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	JC	JC.1	ed	箇条“JC.1 鋼板の製造方法”は不要では?		採用	(G4052と同じ)	主査調整案のとおり

# 資料10コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4802 ばね用冷間圧延鋼帯
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>①</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	目次		ed	目次に「参考文献」を記載しなくてもよいですか?		採用	Z8301で、記載する事が規定されていますので記載するようにいたします。	主査調整案のとおり
4002	東理大	田中	9.1	b)	ed	句点を挿入	表す → 表す。	採用		主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	14.2		ed	読点を挿入?	行い合否を → 行い、合否を	採用		主査調整案のとおり
4004	東理大	田中	JB	3 d)欄	ed	読点を挿入?	引用していないが → 引用していないが、	採用		主査調整案のとおり
4005	東理大	田中	JB	9 e)欄 10 e)欄	ed	修正箇所を削除(2か所)	必要であるり、 → 必要であり、	採用		主査調整案のとおり
4006	東理大	田中	JB	12 d)欄	ed	“間”を挿入 平仮名に修正	受渡当事者で協定する事を → 受渡当事者間で協定する -した	採用		主査調整案のとおり
4007	東理大	田中	JB	13.1 e)欄	ed	修正箇所を削除	異なるり、 → 異なり、	採用		主査調整案のとおり
4008	日本伸銅協会	栗原	4	表1	ed	mm表示がない。	mm表示する。	採用		主査調整案のとおり

# 資料11コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

JIS G 1223  
鉄及び鋼一チタン定量方法一吸光光度法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	5	a)	te	「ろ過操作」を加筆する?	発生させる。不溶解残さ → 発生させる。溶液をろ過分離し、不溶解残さ	採用		主査調整案のとおり
4002	関西学院大	千葉	5	b)	ed	実際の操作が分かり易いように、分解中の試料の状態が分かつた方がよい 「残さをろ過し、硫酸及びふつ化水素酸を加え、加熱乾固してけい素を揮散させた後、二硫酸ナトリウムで融解して、ろ液を加えて溶解する。」	「残さをろ過し、硫酸及びふつ化水素酸を加えて加熱し、蒸発乾固してけい素を揮散させた後、二硫酸ナトリウムで融解して、ろ液と合わせて溶解する。」	修正採用	“残さをろ過し、硫酸及びふつ化水素酸を加えて加熱し、蒸発乾固してけい素を揮散させた後、二硫酸ナトリウムで融解して、ろ液と合わせて溶解する。”	主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	6.20		ed	空白を挿入	99.9%以上 → 99.9 %以上	採用		主査調整案のとおり
4004	東理大	田中	9.2		te	化合物名称の修正?	タンゲステン酸 → 酸化タンゲステン(VI)	採用		主査調整案のとおり
4005	東理大	田中	9.3	表3	ed	字句の修正	試料プランク溶液 → 試薬プランク溶液	採用		主査調整案のとおり
4006	東理大	田中	9.3	b)	te	a)の6)の操作は不要ですか? [ジアンチピリルメタン溶液を加えない?]		原案のまま	この方法は、学振法を1981年にJISに採用したものですが、制定当時から補償溶液にはジアンチピリルメタンを加えておりません。他の金属中のチタン定量法[例 JIS H 1286(ニッケル合金), JIS G 1312-6(フェロシリコン)]に規定されているジアンチピリルメタン吸光光度法においても同様の操作となっています。	主査調整案のとおり
4007	東理大	田中	A.4	表JA.1	te	定量範囲の修正	0.001 以上 → 0.005 以上	採用	1997年の改正時に0.001と記載しましたが、0.005が正でした。	主査調整案のとおり

# 資料12コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会	第三者委員会
-------	--------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 1220-1  
鉄及び鋼タングステン定量方法—第1部:シンコニン沈殿分離酸化タングステン(VI)重量法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	5		ed	読点の修正	応じて、 → 応じて、	採用		主査調整案のとおり
4002	東理大	田中	6.37		ed	他所の表記に合わせ、読点を挿入	うすめてモリブデン → うすめて、モリブデン	採用		主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	7.2	表2	te	“評価成分量”の単位が“「質量分率(%)」”でよいですか? 「注記」は、混乱するために削除する	評価成分量[質量分率(%)] → 評価成分含有率[質量分率(%)]	採用		主査調整案のとおり
4004	東理大	田中	9.1	a) 2)	ed	読点を挿入	沸騰させタングステンを → 沸騰させ、タングステンを	採用		主査調整案のとおり
4005	東理大	田中	9.2	a) 2)	te	“鉄イオン”に酸化数は要りませんか?	鉄イオン → 鉄(Ⅲ)イオン?	採用		主査調整案のとおり
4006	東理大	田中	9.2	b) 4)	ed	“色”を削除	黄色から → 黄から	採用		主査調整案のとおり
4007	東理大	田中	8.2	b) 6)	te	後続の7)に「強熱操作」があるので、“及び灰化”は不要では?	炭化及び灰化する。 → 炭化する。	採用		主査調整案のとおり

# 資料13コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 1220-2  
鉄及び鋼-タンクステン定量方法-第2部:チオシアノ酸塩吸光度法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ <sup>°</sup>	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6.5		ed	“混酸”は何ですか？	混酸15 mL → 混酸(6.3)15 mL	原案のまま	試薬の箇条においては、箇条内での細分箇条番号の引用を行っておりません（標準液を除く）。混酸を複数規定する場合は、混酸A、混酸Bなどと区別しており、混乱は生じないと考えております。	主査調整案のとおり
4002	東理大	田中	9.3	a)	ed	読点を挿入？	溶液に塩化すす 溶液に、塩化すず	採用		主査調整案のとおり
4003	東理大	田中	9.4		ed	読点を挿入？	吸光度を → 吸光度を、	採用		主査調整案のとおり
4004	東理大	田中	A.5.1	c)	te	字句の修正	沈殿をろ紙(6種)パルプを用いて → 沈殿を少量のろ紙パルプを加えたろ紙(6種)を用いて	採用	この方法は、1963年にJISに採用されておりますが、当時の「沈殿を口紙パルプを用いて口過し」がそのまま継承されていました。	主査調整案のとおり
4005	東理大	田中	A.8.2	b) 7)	ed	送り仮名の修正	読み取り、 → 読み取り、	採用		主査調整案のとおり
4006	東理大	田中	A.8.3	b) 7)	ed	送り仮名の修正	読み取り、 → 読み取り、	採用		主査調整案のとおり

# 資料14コメント

会議名:1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 1220 鉄及び鋼-タンクステン定量方法
処置案・審議結果	原案のまま 修正採用 採用

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001						コメントなし				